

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 国土利用計画の変更

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十四号

国土利用計画（鳥取県計画）の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七條第八項において準用する同條第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十一年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 国 土 利 用 計 画 (鳥取県計画)

### 前 文

この計画は、国土利用計画法第5条の全国計画を基本としつつ、同法第7条の規定に基づき、県土の利用に関する基本的事項を定めるものであり、同法第8条の市町村計画、同法第9条の土地利用基本計画及び関係諸法令等に基づいて策定される県土の利用に関する諸計画の基本となるものである。

この計画は、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 1 県土の利用に関する基本構想

#### (1) 県土利用の基本方針

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基礎であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境を確保し、長期にわたって安定した均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

県土の利用を計画するに当たっては、第5次鳥取県総合計画の基本目標である明るく豊かなふるさとづくりのため、各種産業生活基盤の整備の促進と本県特有の美しい自然環境の保全との調和を基調とし、次の諸点に配慮するものとする。

ア 県民の安全と良好な生活環境の確保を図るため、治山、治水、海岸保全、公害の防止、自然環境の保全、歴史的風土の保存等に配慮

するとともに、都市及び農山漁村のゆとりある環境を確保することにより、快適な生活を支える農土の形成を図る必要があること。

イ 本県の人口は、近年増加の基調に転じたが、今後も引き続き都市人口の増加や都市化現象が進展し、都市における社会的、経済的諸活動の拡大が見込まれるため、これらに伴って生ずる土地需要に適切に対処しなければならないこと。

ウ 農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりのある人間環境の場としての役割に配慮し、適正な保全を図る必要があること。

エ おおむね3,500haの限られた農土において、農土の利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの個々の需要に対応しきれない状況にあるので、極力土地の有効利用を促進し、可能な限り、その節減を図らなければならないこと。

オ 森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、利用の転換に限界があること並びに利用転換の行為が自然生態系や周辺の土地利用に影響を与えることを考慮し、慎重に行わなければならないこと。

## (2) 利用区分別の農土利用の基本方向

### ア 農用地

食糧は、生活の基礎物質であるため、食用農産物の自給率の向上と安定供給は極めて重要である。このため、必要な農用地を確保し、農産物の安定供給を図ることは、土地利用の基本である。特に、優良農用地については、積極的に保全整備し、生産性の向上を図るほか、適地における農用地の開発、造成等土地基盤の整備を積極的に

推進するとともに、農土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。

### イ 森林

森林は、林業経営の基盤であると同時に水源かん養や自然生態系保全の場として、県民生活と深いかわり合いを有している。

近年、森林地域での各種の開発に対処した林地の保全や都市化の進展に対応した水、緑地環境の確保が緊急な課題となってきた。

このため、木材生産等の経済的機能及び農土保全、水源かん養、保健林養、自然環境の保全等の公益的機能を総合的に発揮し得るよう、必要な森林の確保と整備を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な居住環境を確保するため、積極的に緑地としてその保全と整備を図る。

さらに、農山漁村集落周辺の旧薪炭林地等のうち、低位利用にあるものについては、積極的に拡大造林を進め、森林として高度利用を図るとともに、その利用転換に当たっては、周辺の土地利用について十分配慮しつつ、総合的かつ計画的に行う。

### ウ 原野

原野については、環境保全に配慮しつつ、森林等へ転換し、その有効利用を図るとともに、湿原、水辺植生、野生鳥獣生息地等貴重な自然環境を形成しているものについては、その保護保全を図る。

### エ 水面・河川・水路

### ケ 水面

本県の水面は、鳥取・島根両県にまたがる中海のほか、湖山地及び東郷池に代表される。

これらの湖沼及びその周辺は、白鳥など野生鳥類の飛来地等となっており、貴重な自然環境を形成しているため、その保護保全を図るとともに、都市周辺の良好な自然環境として積極的な整備に努める。

また、本県は山陰地方特有の多雨地帯に属し、地質も風化侵食に弱い特殊土壌地帯が広く分布しているため、溪流での土砂の調節が必要である。また、降水も貯留されることなく放出されるので、今後増大する水需要に対応するため、多目的ダムの建設を推進する必要がある。

この、治水・利水両面の要請にこたえるため、必要なダム建設用地の確保を図る。

また、その整備に当たっては、関係地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全に配慮する。

(4) 河 川

河川の災害は、近年減少しているが、河川改良はまだ十分でなく、集中豪雨に対し弱い面を表している。

これは、異常な気象の発生に加え、県土開発の進展や人口の市街地への集中等による土地利用形態の変化が原因と考えられる。今後河川の整備に当たっては、河川の安全度の向上を第一とし、主要河川及び中小河川の改修を促進する。特に、都市河川については、環境整備に配慮しつつ、積極的に整備を行う。

このため、必要な用地の確保を図るとともに、その整備に当たっては、良好な自然環境の保全に配慮しつつ、河川敷の多目的利用（緑地、スポーツ広場等の利用）に努める。

(5) 水 路

水路については、水田の田畑輪換と大型機械の導入を円滑に行うため、農地生産性の向上を図るため、農業用排水路の分離化を促進し、これに必要な用地の確保を図る。

オ 道 路

(6) 一般道路

一般道路が輸送のみならず、県土の利用や快適な生活環境の形成に果たす役割は大きい。

本県の道路交通量は、近年急速な伸びを見せ、今後もお増勢にあるので、次のような基本方向で道路の整備を行う必要がある。

第1に、自動車交通の広域化に対処し、主要都市間道路の時間距離の短縮を図るとともに、地域内交通と通過交通の分離化を行うため、都市内交通の混雑緩和を図ること。

第2に、中国縦貫自動車道の開通に伴い、南北連絡道路の交通量が激増したため、峠部の交通難解消と併せて幹線道路の整備を図ること。

第3に、農山村地域における生活関連道路、主要な観光地、空港、港湾、流通業務団地等との連絡道路の整備を図ること。であり、これらに必要な用地の確保を図る。

道路の整備に当たっては、良好な自然環境の保全、公害の防止並びに地域住民の安全性、利便性及び快適性に配慮する。

(4) 農 林 道

農林道については、農林業の生産性の向上、農林地の適正な管理及び農山村地域の生活環境の改善を図るため整備を進め、これ

に必要な用地の確保を図る。

農林道の整備に当たっては、自然環境の保全と適正な農林道路網の形成に十分配慮する。

カ 宅 地

ケ) 住 宅 地

近年、住宅事情は、住宅数が世帯数を超え、数の不足はないが、住宅の規模、設備等の質の面では、また低水準にある。

今後は、これら水準以下の居住世帯の解消と予想される人口及び世帯数の増加、特に都市での新規需要に対応し、望ましい居住水準を目標としつつ、交通、生活環境、文教施設等の関連公共・公益施設の整備を進めながら、必要な用地の確保を推進する。

また、都市においては、オープンスペースの確保と居住環境の改善を図りつつ、既成市街地の再開発を促進するなど土地利用の高度化を図る。

(4) 工業用地

環境の保全、関連公共施設の整備状況等に配慮し、既存工業の再配置を促進するとともに、新規立地工業については、工業適地等への計画的導入を行って、工業生産の拡大を図る。

このため、必要な用地の確保と整備を行う。

(ウ) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化と良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。

キ 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設の用地については、県民福祉の向上を目標とした行政需要の増大に対応し、環境の保全に配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。また、耕作放棄地等低未利用地、未分譲工業用地等については、積極的に有効利用を図る。

なお、公園緑地の整備に当たっては、地震及び火災時の避難場所として、その利用が確保されるよう配置、規模等に十分配慮する。

ク 海岸及び沿岸海域については、漁業、港湾、海上交通、レクリエーションなどの利用がなされ、人とのかわり合いが深く、貴重な資源であるので、自然的地域的特性に応じ、総合的な利申を図る。

その利用については、景観の保護、海洋生態系の保全等に十分配慮して行うこととし、沿岸海域の埋立てに当たっては、潮流の変化による海岸線への影響、漁場としての利用状況、背後地の土地利用等の自然的、社会的、経済的条件に十分な配慮を払いつつ、慎重に行う。

(3) 地域類型別の県土利用の基本方向

ア 市街地(人口集中地区)については、都市人口の増加に対応して、面積の拡大が予想されるので、これに関連した都市的土地利用については、農林業的土地利用との計画的な調整を図る。また、都市活動による環境への影響が軽減される都市構造を形成させるため、既成市街地及び市街化を図るべき区域において環境の保全に留意しつつ、自然条件や防災を考慮した都市施設の整備を促進し、計画的な市街地の形成を図る。

イ 農山漁村については、優良農用地及び森林の確保を図るため、地

域特性に配慮した良好な生活環境の形成と地域産業の振興や工業の導入による就業機会の確保等により、健全な地域社会を築きつつ、農用地、森林の整備と利用の高度化を図る。また、併せて二次的自然としての農村景観の保全を図る。

(4) 環境の保全に関する基本方向  
ア 自然等の保護利用

人は、自然との密接なかかわり合いを持ちながら、安全と豊かさを求めて、自然を保護利用している。

本県は、農地、山地、河川、湖沼、海浜等多様な自然に恵まれているが、このかけがえのない資源を保護し、復元造成して、次代に引き継ぐことは、県民全体の責務である。

自然環境のうち、特異な地形地質、自然度に優れた植生、希少な野生鳥獣の生息地については、自然環境保全地域等として優先的に保護保全を図る。

また、美しい優れた景観を有する山野、海浜等については、県民の健全なレクリエーションの場として、中心的役割を果たすものであるので、自然公園等として優先的に利用と保護を図る。

都市周辺において良好な生活環境を確保するために必要な緑地空間については、積極的な保護造成を図る。

なお、これら自然環境の保護保全に当たっては、農林業との調整について十分配慮する。

また、本県には、古墳・集落跡・社寺跡・国府跡・城跡など約11,000の多様な遺跡が存在しており、往時の政治・経済・文化をしのぶ特異な歴史的風土が随所に残されている。

これは、県民の貴重な文化遺産であり、また、観光資源としての役割も果しているので保護・保全に十分配慮する。

さらに、特色ある文化財が集中している地域については、県民のうらおいある生活や福祉を十分考慮した調和のとれた地域づくりを行うものとし、優先的にその保護・保全を図る。

イ 保全事業の推進

本県の地形は、南北に短く、かつ急しゆんで、特殊土壌地帯であるため、土砂の生産が盛んである上、降雨量も多く、自然災害に対する危険度は高い。

海岸線についても、日本海特有の冬期風浪による侵食等が著しい。また、近年山地の開発、都市周辺における宅地開発等土地利用形態の急激な変化により、水源かん養機能や保水能力の低下を来とし、土砂流出、地すべり、がけ崩れ、河川のはね返り等をもたらすおそれがある。

これらに対処するため、山地の保全に当たっては、荒廃林地の復旧や水源かん養林等の保安林の整備を進め、各種機能の回復と充実を図る。また、都市周辺の中小河川の整備や土砂害対策を積極的に進める。

さらに、災害予防の見地から砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を促進するとともに、有害な土地利用の生じないよう適切な規制と誘導を行う。

海岸のうち、侵食等の著しい要防護海岸については、海岸保全区域に指定し、高潮、波浪等による災害に耐え得る海岸保全施設を整備する。

2 県土の利用区分別の規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用区分別の規模の目標

ア 計画の目標年次は昭和70年とし、基準年次は昭和57年とする。

イ 県土の利用に關し基礎的な前提となる目標年次の人口と世帯数は、それぞれ、およそ635,000人、189,000世帯と想定する。

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 目標年次における県土の利用区分ごとの規模の目標については、従来の推移を勘案し、将来人口等を前提として目標年次までに必要な用地面積を予測し、利用区分相互間の調整を行い、定めるものとする。

オ 目標年次における県土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

	昭和57年	昭和70年	比較増減	57年の構成比	70年の構成比	備 考
農 用 地	44,380	42,050	△ 2,330	12.7	12.0	1 地目別区分は、国土庁「 <sup>オ</sup> 国土利用計画(全国計画)改定のための利用区分面積の推移に関する調査」による。 2 農地は、田及び畑である。 3 道路は、一般道路及び農林道である。
	(44,300)	(42,000)	(△2,300)	(12.6)	(12.0)	
採 草 放 牧 地	(80)	(50)	(△30)	(0.1)	(0.0)	
森 林	259,539	259,600	61	74.3	74.3	
原 野	883	500	△ 383	0.3	0.1	
水面・河川・水路	10,402	10,855	453	3.0	3.1	
道 路	8,568	11,568	3,000	2.5	3.3	
宅 地	10,146	11,486	1,340	2.9	3.3	
住 宅 地	(6,337)	(6,937)	(600)	(1.8)	(2.0)	
業 用 地	(487)	(727)	(240)	(0.1)	(0.2)	
その他の宅地	(3,322)	(3,822)	(500)	(1.0)	(1.1)	
そ の 他	15,347	13,723	△ 1,624	4.3	3.9	
合 計	349,265	349,782	517	100.0	100.0	
市 街 地	3,080	3,520	440	—	—	

(注) 昭和57年欄の市街地面積は、55年国調による人口集中地区面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域の区分は、自然的、社会的、経済的諸条件を勘案して、東部地域、中部地域及び西部地域の3区分とする。

イ 3地域の目標年次における人口と世帯数は、おおよ次のとおりと想定する。

地 域 区 分	人 口 (千 人)	世 帯 数
東 部 地 域	255	74,500
中 部 地 域	125	36,700
西 部 地 域	255	77,800

注 1 東部地域とは、主として千代川流域を中心とする地域で鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の全域をいう。

2 中部地域とは、主として天神川流域を中心とする地域で倉吉市及び東伯郡の全域をいう。

3 西部地域とは、主として日野川流域を中心とする地域で米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の全域をいう。

ウ 目標年次における県土の利用区分ごとの規模の目標概要は、次のとおりである。

(ア) 東部地域

農用地については、宅地、道路等への転換が引き続いて行われるが、畑及び放牧地の造成を積極的に進めることにより、1,120ha程度の減少にとどまるものと見込まれ、13,880ha程度となる。

森林については、横ばいで推移するものとみられ、120,800ha程度となる。

原野については、森林化が促進されることにより、200ha程度が転換されるものと予想される。

水面・河川・水路については、河川の改修、農業用排水路の整備等により、130ha程度の増加が見込まれ、4,790ha程度となる。

道路については、一般道路及び農林道の整備により1,040ha程度増加し、4,150ha程度となる。

宅地については、都市の世帯増に伴う住宅地の増加220ha程度が見込まれるほか、工業生産の拡大に伴う工業用地の増加等によって480ha程度増加し、3,990ha程度となる。

その他については、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設等の整備により、4,200ha程度となる。

市街地の面積については、都市人口の増加により、180ha程度増加し、1,380ha程度となる。

なお、この地域の総面積は、公有水面の埋立てにより、20ha程度の増加が見込まれる。

(イ) 中部地域

農用地については、この地域が本県の中心的農業地域であることから、極力減少を抑制することにより、12,860ha程度となる。

森林については、ほぼ現況面積に当たる53,700ha程度となる。原野については、80ha程度減少し、200ha程度となる。

水面・河川・水路については、用排水路の整備等により、110ha程度増加し、2,650ha程度となる。

道路については、640ha程度増加し、3,020ha程度となる。  
宅地については、住宅、工業用地等が280ha程度増加し、2,340ha程度となる。

その他については、3,170ha程度となる。  
市街地の面積については、320ha程度となる。

(ウ) 西部地域

農用地については、干拓事業等積極的な農地造成を進めるが、この地域は中海地区新産業都市を包含しているため、750ha程度の減少が見込まれ、15,290ha程度となる。

森林については、85,100ha程度となる。

原野については、森林等への転換により、減少し、300ha程度となる。

水面・河川・水路については、ダムの築造等により、190ha程度増加し、3,400ha程度となる。

道路については、国道等の一般道路及び農林道の整備により、1,310ha程度増加し、4,380ha程度となる。

宅地については、住宅地の増加のほか、工業用地の増加により、5,140ha程度となる。

その他については、文教施設、公園緑地、港湾施設等の増加により、6,340ha程度となる。

市街地の面積については、200ha程度増加し、1,810ha程度となる。

なお、この地域の総面積は、公有水面の埋立てにより、490ha程度の増加が見込まれる。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

(1) 国土利用計画法等の適切な運用

ア 国土利用計画法に基づき鳥取県土地利用基本計画を再検討するとともに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等による地域・地区の指定又は変更を必要に応じて行うなど、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図る。

イ 国土利用計画法に基づき規制区域の指定、土地取引の規制に関する措置等同法の適切な運用により、適正かつ合理的な土地利用の確保と地価の安定を図る。

(2) 地域振興整備施策の推進

本県の3地域は、それぞれ千代川、天神川及び日野川流域を中心にまとまった一つの広域生活圏を形成し、各々異った特性を有している。地域振興整備に当たっては、その特性を生かし、中心城市と周辺地域との機能分担や周辺地域の社会的、経済的開発進捗等に十分配慮しつつ、総合的な環境の整備を促進する。

(3) 県土の保全と安全性の確保

ア 森林のもつ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、地域特性に応じた管理を推進しつつ、森林の管理水準の向上を図る。その際、林道等必要な施設整備を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、林業の担い手の育成及び山村における生活環境の向上を図る。



など、森林管理のための基礎条件を整備する。

イ 地域社会の安全性を確保するため、工場の立地、市街地の整備等に当たり、十分な防災上の配慮を加えつつ、適正かつ計画的な土地利用を図る。

(4) 土地利用に係る環境の保全

ア 公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、歴史的風土の保存等を図るため、土地利用を規制する区域の設定などを行い、開発行為等の規制の措置を講ずる。

イ 良好な生活環境を確保するため、開発行為等について必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより、土地利用の適正化を図る。

ウ 都市の自然(緑)と良好な居住環境を確保するため、市街地において必要な緑地を積極的に確保する。

エ 環境の保全と適正な土地利用を確保するため、過密地域、優良農用地等への工場立地を抑制し、住農工混在による諸問題の解消と防止を図るとともに、し尿、ごみ、産業廃棄物等の処理用地の確保等を推進する。

オ 公害の防止等を図るため、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等のうち周辺にふさわしい施設の誘導等により土地利用の適正化に努めるとともに、湖沼等の流域において、水質保全に資するよう、緑地の保全その他自然環境の保護のため土地利用制度の適切な運用に努める。

(5) 土地利用の転換の適正化

ア 農用地の利用転換については、食糧の安定供給及び農業経営の安定と健全化に配慮し、非農業的土地利用との計画的調整を図りつつ、

無秩序な転用を抑制し、優良農用地の確保を図る。

イ 森林の利用転換については、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、山地災害の発生、環境の悪化、水源かん養及び保健休養の場の確保の支障のおそれなどを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図りつつ行う。

ウ ゴルフ場等の大規模な開発を行う場合にあつては、個別の法的土地利用規制前に周辺地域をも含めて十分な総合的調査を行い、農地の保全と安全性の確保、環境の保全等を図りつつ、適正な土地利用を図る。

(6) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農業振興地域等の整備に関する法律等の適切な運用により、優良農用地の確保に努めるほか、農地、草地等の造成、土地改良事業等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、農用地の有効利用のための不作付け地の解消、裏作作付けの積極的拡大等農用地利用増進のための措置を講ずる。

イ 森林については、森林法による地域森林計画等によつて、森林の有する木材生産等の経済的機能及び水源かん養、山地災害防止、保健保全等の公益的機能を明らかにし、これらの機能に応じた適正な施業と整備を計画的に推進するとともに、農山漁村集落周辺の旧薪炭林及び入会林野のうち利用状況及び森林としての諸機能が低位のものについては、地域の条件に応じ、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図る。

また、林業生産基盤の拡充のため、林道の開設、森林施業計画制度等による人工造林の推進を図るとともに、復旧治山、予防治山、

防災林造成等の治山事業を積極的に行う。

ウ 住宅地については、公共及び民間による計画的な宅地開発を進めるとともに、新住宅市街地の形成と住環境の整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進する。

また、都市においては、既成市街地の再開発を促進するとともに、オーゾンスペースの確保と居住環境の整備を図りつつ、住宅の中高層化に努め、土地利用の高度化を図る。

エ 工業用地については、工業立地法に基づき工場適地等関連法による指定地域・地区へ計画的に配慮することにより、工業の再配置を促進し、公害の防除を図る。

なお、工業の立地に当たっては、地域社会との調和及び周辺の土地利用への影響等について十分配慮して計画的に工業団地の造成を図るとともに、既存の工業団地のうち未分譲のもの有効利用の促進を図る。

オ その他の文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共用施設については、地域の人口、交通条件、既存施設の地域的配置等に配慮しつつ、適正な配置と整備を促進する。

カ 耕作放棄地等低未利用地については、県土の有効利用及び県土保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、森林、農用地等としての活用を推進する。

キ 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。併せて、民間の活力を生かすとともに、借地及び土地信託等による有効な土地利用を図る。

(7) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発

県土を科学的かつ総合的に把握し、土地利用に関する行政の合理的運用に努める。このため、国土調査法に基づき調査を促進するほか、県土に関する基礎的な情報の整備を図る。また、県民による県土への理解を促進し、計画の総合性、実効性を高めるため、調査結果の普及、啓発を図る。

(参考附表)

3地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha)

区 分	全 県			東 部 地 域			中 部 地 域			西 部 地 域		
	57年	70年	増減	57年	70年	増減	57年	70年	増減	57年	70年	増減
農 用 地	44,380	42,050	△ 2,330	15,016	13,891	△ 1,125	13,316	12,868	△ 448	16,048	15,291	△ 757
農 地	44,300	42,000	△ 2,300	15,015	13,890	△ 1,125	13,308	12,860	△ 448	15,977	15,250	△ 727
採草放牧地	80	50	△ 30	1	1	0	8	8	0	71	41	△ 30
森 林	259,539	259,600	61	120,784	120,800	16	53,795	53,700	△ 95	84,960	85,100	140
原 野	883	500	△ 383	203	0	△ 203	281	200	△ 81	399	300	△ 99
水面・河川・水路	10,402	10,855	453	4,656	4,792	136	2,536	2,654	118	3,210	3,409	199
水 面	1,972	2,036	64	1,294	1,294	0	152	152	0	526	590	64
河 川	6,200	6,273	73	2,610	2,640	30	1,711	1,733	22	1,879	1,900	21
水 路	2,230	2,546	316	752	858	106	673	769	96	805	919	114
道 路	8,568	11,568	3,000	3,114	4,154	1,040	2,385	3,026	641	3,069	4,388	1,319
宅 地	10,146	11,486	1,340	3,503	3,992	489	2,067	2,349	282	4,576	5,145	569
住 宅 地	6,337	6,937	600	2,319	2,539	220	1,274	1,394	120	2,744	3,004	260
工 業 用 地	487	727	240	171	287	116	92	149	57	224	291	67
その他の宅地	3,322	3,822	500	1,013	1,166	153	701	806	105	1,608	1,850	242
そ の 他	15,347	13,723	△ 1,624	4,538	4,208	△ 330	3,590	3,173	△ 417	7,219	6,342	△ 877
合 計	349,265	349,782	517	151,814	151,837	23	77,970	77,970	0	119,481	119,975	494
市 街 地	3,080	3,520	440	1,200	1,388	188	270	320	50	1,610	1,812	202